

令和 7 年第 2 回米子警察署協議会開催状況

開催日時	令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで	
開催場所	米子警察署	
出席者	委 員 (定数 12 人)	湯浅会長、小林副会長、岡田(隆)委員、岡田(充)委員 吉村委員、長谷川委員、辻谷委員、足立委員、山本委員 以上 9 人
	警 察	山田署長、平信副署長、田辺刑事官、前田地域交通管理官、 福田会計管理官、池本警務課長、木村留置管理課長、 西畑生活安全課長、千葉地域課長、隅刑事第一課長、 東川刑事第二課長、中村交通第一課長、津田交通第二課長、 安本警備課長、警務課員 2 人 以上 16 人
議 事 概 要		
1 委嘱状交付 警察署長が、各委員に委嘱状を交付した。 2 挨拶 会長及び警察署長から挨拶があった。 3 監察の取組状況 警察署長が、監察の取組状況について報告した。 4 協議事項 交通事故抑止対策の推進状況について、交通第一課長が説明した後、次のとおり協議が行われた。 委員：改正される道路交通法において生活道路における法定速度が見直されるとのことであるが、生活道路とはどのようなものか。 警察：法定速度が見直される生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等のない道路のことをいう。 委員：中学生に対する自転車の指導はどのようにしているのか。 警察：自転車通学を始める中学校 1 年生を中心に交通安全教室を実施している。 委員：自転車の速度違反はあるか。 警察：自転車も指定速度を超過すれば速度違反になる。 委員：自転車利用者に多い交通違反、また注意すべき交通違反は何か。 警察：よくあるのは右側通行いわゆる通行区分違反である。自転車は、車と同様に左側通行をしなければならず、車道の右側を通行すれば通行区分違反となる。自転車は、交差点における事故が起こりやすく、事故原因としては、交差点安全進行義務違反や一時不停止などの交通違反があるため注意していただきたい。 委員：自転車のイヤホン使用は違反になるか。 警察：イヤホンを使用して、外部の音が聞こえない状態で運転し、安全な運転に必要な音等が聞こえないような場合は、違反になる。 委員：市内を走行していると、自転車にヘルメットをぶら下げているだけの学生をよく見かける。着用しないことの危険性を周知させることが大事ではないかと思う。 警察：ヘルメットの着用は努力義務ではあるが、自身を守るために必要な装具であるため引き続きヘルメットの着用を推進するための対策を行っていく。 委員：自転車が加害者である場合、保険に入っていないと何千万円もの賠償金を請求されることがあるということを耳にしたが、そういった観点での啓発活動もしてほしい。 警察：交通安全の講習の際に、賠償の話をしている。今後も、様々な場面で広報していきたい。 委員：他県の保育所で、交通死亡事故が発生した。小さな子どもを連れて来られる子育て支援センターにおいて、警察官による安全講習会等をしていただきたいが、どこに依頼すればよいか。 警察：米子警察署に連絡をしていただきたい。 5 その他 次回協議会は、令和 7 年 9 月頃に開催する予定である。		